平成２５年（フ）第１１７７号
名古屋市名東区貴船１丁目114番地　パークノヴァ貴船101号
破産者　池田　裕之
1　決定年月日　平成25年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２９０号
名古屋市東区代官町15番３号　グランカーサ代官町３Ｃ号、従前の住所名古屋市北区丸新町272番地
破産者　水谷　光吉
1　決定年月日　平成25年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３０５８号
大阪府高槻市明野町11番８号　第46ハイツシマナカ301号、前住所大阪市淀川区西宮原１丁目４番15―1104号
破産者　岡本　泰一
1　決定年月日　平成25年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８９５号
広島市西区楠木町３丁目13番４号
破産者　田村　眞平
1　決定年月日　平成25年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３００号
広島市東区牛田新町１丁目７番23―303号、開始決定時の住所広島市東区牛田早稲田１丁目19番２―403号
破産者　コンドーテックこと　近藤　勝臣
1　決定年月日　平成25年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０２号
広島市安佐北区深川２丁目52番４号
破産者　日野　宏明
1　決定年月日　平成25年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０２号
広島市南区東雲２丁目15番37―205号
破産者　正西　持国
1　決定年月日　平成25年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４６０号
熊本市北区清水亀井町39番45号、前住所熊本市北区清水東町５番71号
破産者　長吉　直也
1　決定年月日　平成25年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２７号
北海道伊達市竹原町40番地13、開始決定時の住所北海道伊達市弄月町246番地23
破産者　志田　英信
1　決定年月日　平成25年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第５８号
北海道白老郡白老町字北吉原471番地509、前住所札幌市東区北40条東９丁目１番20号
破産者　松田　作男
1　決定年月日　平成25年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第２２９号
神奈川県川崎市川崎区大島５丁目16番16―304号　モアグレース岩崎
破産者　金山宗司こと　金　　相國
1　決定年月日　平成25年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１１１号
群馬県佐波郡玉村町福島30―７ベルファミーユＡ103号、住民票上の住所群馬県佐波郡玉村町大字上之手1543番地１　ダイアパレス県立女子大前610号
破産者　中島　祐二
1　決定年月日　平成25年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１３３５号
横浜市瀬谷区上瀬谷町16番地30　レオパレスｉ壱番館105
破産者　齊藤　一人
1　決定年月日　平成25年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４４０号
横浜市泉区下飯田町1539―１　ラ・クエスタゆめが丘Ｄ203、住民票上の住所横浜市瀬谷区阿久和西１丁目33番地４
破産者　田口　敏晴
1　決定年月日　平成25年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３０９号
新潟市西蒲区巻東町63番地
破産者　小林　　進
1　決定年月日　平成25年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３３号
山梨県大月市七保町瀬戸2209番地
破産者　梅屋　　保
1　決定年月日　平成25年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２４年（フ）第１１６号
岐阜県大垣市上石津町牧田4538番地
破産者　中山　隆司
1　決定年月日　平成25年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第１１７号
岐阜県大垣市上石津町牧田4538番地
破産者　中山　隆実
1　決定年月日　平成25年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係